

平成29年第 1 回春日井市議会定例会

附属資料〔 I 〕

(条例案及び一般議案関係)

目 次

議案番号	議 題	
第16号議案	春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	1
第17号議案	春日井市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について	1
第18号議案	春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について	1
第19号議案	春日井市職員の配偶者同行休業に関する条例について	2
第20号議案	春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	2
第21号議案	春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について	2
第22号議案	春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について	2
第23号議案	春日井市出張所設置条例の一部を改正する条例について	3
第24号議案	春日井市東部市民センター条例の一部を改正する条例について	3
第25号議案	春日井市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例について	3
第26号議案	春日井市手数料条例の一部を改正する条例について	3
第27号議案	春日井市道路条例の一部を改正する条例について	4
第28号議案	春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について	5
第29号議案	春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について	5

第30号議案	春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・	5
第31号議案	尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正 する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第32号議案	市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第33号議案	市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第34号議案	阿原跨線道路橋補修工事の請負契約について・・・・・・・・	6
第35号議案	東部市民センター駐車場用地の取得について・・・・・・・・	7

第16号議案

春日井市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

- 1 次のとおり新たに附属機関を設けるもの（別表関係）

	附属機関	担当事務	委員の定数
(1)	高蔵寺リ・ニュータウン推進会議	高蔵寺リ・ニュータウン計画の推進に関する審議	10人以内
(2)	いじめ問題対策委員会	小学校及び中学校のいじめに関する事項についての調査及び審議	5人以内

- 2 朝宮公園整備構想策定検討委員会及び高蔵寺ニュータウン未来プラン策定検討委員会を廃止するもの（別表関係）

- 3 新たに設ける附属機関の委員の報酬を次のとおりとするもの

（特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例別表関係）

- (1) 高蔵寺リ・ニュータウン推進会議委員 日額7,200円

- (2) いじめ問題対策委員会委員 日額20,400円

- 4 施行日 1(1)・2・3(1) 平成29年4月1日

1(2)・3(2) 公布の日

第17号議案

春日井市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について

- 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正（平成27年法律第65号。平成29年5月30日施行）に伴い、次のとおり規定を整備するもの

- (1) 春日井市個人情報保護条例の一部改正

条文で引用している条名を整理するもの（第35条関係）

- (2) 春日井市個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成27年春日井市条例第38号）の一部改正

ア 情報提供等記録の定義に、地方公共団体が条例で定める個人番号の独自利用事務における情報提供ネットワークシステムを利用した提供に係る特定個人情報を加えるもの（第2条の改正規定関係）

イ 情報提供等記録を訂正した場合の通知先に、条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者を加えるもの（第34条の改正規定関係）

- 2 施行日 (1) 平成29年5月30日

(2) 公布の日

第18号議案

春日井市職員定数条例の一部を改正する条例について

- 1 市長の事務部局に係る職員の定数を次のとおり改めるもの（第2条関係）

区分	現行	改正案
市民病院以外の職員	1,348人	1,392人
市民病院の職員	810人	820人

- 2 配偶者同行休業中の職員数を職員の定数に含まないこととするもの（第2条関係）

- 3 施行日 平成29年4月1日

第19号議案

春日井市職員の配偶者同行休業に関する条例について

- 1 職員の配偶者同行休業（以下「休業」という。）について、次のとおり規定を整備するもの
 - (1) 休業は、公務の運営に支障がない場合に、勤務成績等を考慮の上、任命権者の承認により取得できることとするもの（第2条関係）
 - (2) 休業の期間を3年以内とするもの（第3条関係）
 - (3) 休業に係る配偶者が外国で滞在する事由を、勤務、事業の経営、修学等とするもの（第4条関係）
 - (4) 休業から職務に復帰した職員について、休業期間を100分の50以下の換算率で算出した期間を勤務したものとみなし、号給を調整できることとするもの（第11条関係）
 - (5) 休業期間は、退職手当の基礎となる勤続期間から除算されることとするもの（第12条関係）
 - (6) 次の条例の規定を整備するもの（附則関係）
 - ア 春日井市職員の育児休業等に関する条例
 - イ 春日井市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - ウ 春日井市企業職員の給与の種類および基準を定める条例
- 2 施行日 平成29年4月1日

第20号議案

春日井市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 市民病院看護局における職名の変更に伴い、次のとおり医療職給料表(3)に係る等級別基準職務表の規定を整備するもの（別表第3関係）
 - (1) 職務の級6級に相当する職員のうち副看護部長の職名を副局長とするもの
 - (2) 職務の級7級に相当する看護部長の職名を局長とするもの
- 2 施行日 平成29年4月1日

第21号議案

春日井市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 大泉寺地区企業用地整備事業の施行に伴い、新たに大泉寺地区企業用地整備事業特別会計を設置するもの（第1条関係）
- 2 施行日 平成29年4月1日

第22号議案

春日井市行政財産目的外使用料条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、行政財産目的外使用料のうち物件を設置する目的で使用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区 分	単 位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
第1種電柱	1本	840	830
第1種電話柱	1年	750	740
第3種電話柱		1,700	1,600
その他の柱類		75	74

共架電線その他上空に設ける線類	1 m 1 年	8	7	
水道管、下 水道管、ガ ス管等		外径0.07m未満	32	31
		外径0.1m以上0.15m未満	68	67
		外径0.15m以上0.2m未満	90	89
		外径0.2m以上0.3m未満	140	130
		外径0.4m以上0.7m未満	320	310
		外径1 m以上	900	890

2 施行日 平成29年4月1日

第23号議案

春日井市出張所設置条例の一部を改正する条例について

1 坂下出張所の位置を次のとおり改めるもの（別表関係）

現 行	改正案
春日井市神屋町707番地	春日井市神屋町706番地

2 施行日 平成29年7月3日

第24号議案

春日井市東部市民センター条例の一部を改正する条例について

1 次のとおり附属設備使用料を新たに設けるもの（別表第1関係）

区 分	単 位	金 額
映写設備	午前、午後、夜間 それぞれ1式につき	2,060円以内で市長 が定める額

2 附属設備使用料のうち、映写機に係る使用料を廃止するもの（別表第1関係）

3 施行日 平成29年4月1日

第25号議案

春日井市工場立地に関する準則を定める条例の一部を改正する条例について

1 工場立地法の一部改正（平成28年法律第47号。平成29年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第1条、第3条関係）

2 施行日 平成29年4月1日

第26号議案

春日井市手数料条例の一部を改正する条例について

1 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正（平成28年経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号。平成28年4月1日施行）に伴い、非住宅建築物のための簡易な評価方法に係る低炭素建築物認定の手数料の区分を新たに設けるもの（別表関係）

2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定（平成27年法律第53号。平成29年4月1日施行）に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を新たに設けるもの（別表関係）

3 施行日 平成29年4月1日

第27号議案

春日井市道路条例の一部を改正する条例について

- 1 ガス事業法の一部改正（平成27年法律第47号。平成29年4月1日施行）に伴い、規定を整備するもの（第41条関係）
- 2 道路法施行令の一部改正（平成25年政令第313号。平成26年4月1日施行）及び愛知県道路占用料条例の一部改正（平成27年愛知県条例第65号。平成28年4月1日施行）に準じ、道路占用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

占用物件		単位	金額（円）	
			現 行	改正案
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱等	第1種電柱	1本	840	830
	第1種電話柱	1年	750	740
	第3種電話柱		1,700	1,600
	その他の柱類		75	74
	共架電線その他上空に設ける線類	1m 1年	8	7
	地下に設ける電線その他の線類		5	4
	路上に設ける変圧器	1個	740	730
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1年	630	620
水道管、下水道管、ガス管等	外径0.07m未満	1m	32	31
	外径0.1m以上0.15m未満	1年	68	67
	外径0.15m以上0.2m未満		90	89
	外径0.2m以上0.3m未満		140	130
	外径0.4m以上0.7m未満		320	310
	外径1m以上		900	890
地下街、地下室、通路等	階数2の地下街及び地下室	1㎡ 1年	土地の時価に0.006を乗じた額	土地の時価に0.007を乗じた額
	上空に設ける通路		1,100	1,200
	地下に設ける通路		680	690
アーチ（車道を横断するものを除く）		1基 1月	1,100	1,200
食事施設、購買施設等	上空に設けるもの	1㎡ 1年	土地の時価に0.018を乗じた額	土地の時価に0.02を乗じた額
	トンネルの上、高架道路の路面下又は上空に設けるもの以外のもの		土地の時価に0.025を乗じた額	土地の時価に0.028を乗じた額
高度地区等における高速自動車国道等の上空に設ける事務所等			土地の時価に0.018を乗じた額	土地の時価に0.02を乗じた額
応急仮設建築物	上空に設けるもの		土地の時価に0.018を乗じた額	土地の時価に0.02を乗じた額
	トンネルの上、高架道路の路面下又は上空に設けるもの以外のもの		土地の時価に0.025を乗じた額	土地の時価に0.028を乗じた額
二輪自動車の車輪止め装置等				

- 3 施行日 平成29年4月1日

第28号議案

春日井市公共用物管理条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、公共用物使用料の額を次のとおり改定するもの（別表関係）

区 分	単位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
第1種電柱	1本	840	830
第1種電話柱	1年	750	740
第3種電話柱		1,700	1,600
その他の柱類		75	74
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	32	31
	外径0.1m以上0.15m未満	68	67
	外径0.15m以上0.2m未満	90	89
	外径0.2m以上0.3m未満	140	130
	外径0.4m以上0.7m未満	320	310
	外径1m以上	900	890

- 2 施行日 平成29年4月1日

第29号議案

春日井市都市公園条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、都市公園使用料のうち都市公園を占用する場合の使用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分	単位	金 額 (円)	
		現 行	改正案
第1種電柱	1本	840	830
第1種電話柱	1年	750	740
第3種電話柱		1,700	1,600
その他の柱類		75	74
共架電線その他上空に設ける線類	1m	8	7
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	32	31
	外径0.1m以上0.15m未満	68	67
	外径0.15m以上0.2m未満	90	89
	外径0.2m以上0.3m未満	140	130
	外径0.4m以上0.7m未満	320	310
	外径1m以上	900	890
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個 1年	630	620

- 2 施行日 平成29年4月1日

第30号議案

春日井市準用河川条例の一部を改正する条例について

- 1 道路占用料の額の改定に準じ、準用河川に係る土地占用料の額を次のとおり改定するもの（別表第2関係）

区 分	単 位	金 額 (円)		
		現 行	改正案	
第1種電柱	1本	840	830	
第1種電話柱	1年	750	740	
第3種電話柱		1,700	1,600	
その他の柱類		75	74	
水道管、下 水道管、ガ ス管等	外径0.07m未満	1m	32	31
	外径0.1m以上0.15m未満	1年	68	67
	外径0.15m以上0.2m未満		90	89
	外径0.2m以上0.3m未満		140	130
	外径0.4m以上0.7m未満		320	310
	外径1m以上		900	890

2 施行日 平成29年4月1日

第31号議案

尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

- 1 公共下水道の排水区域外から下水を公共下水道に流入させようとする土地の所有者を受益者の定義に加えるもの（第2条関係）
- 2 受益者負担金の単位負担金額を賦課対象区域の地積1平方メートルにつき677円とするもの（第6条関係）
- 3 受益者負担金の賦課対象区域を公共下水道整備事業が着手されている区域又は公共下水道の供用が開始された区域とするもの（第8条関係）
- 4 施行日 平成29年4月1日

第32号議案

市道路線の廃止について

廃止路線 4件

第33号議案

市道路線の認定について

認定路線 17件

第34号議案

阿原跨線道路橋補修工事の請負契約について

- 1 契約金額 409,320,000円
- 2 契約の相手方 岐建・猪野特定建設工事共同企業体
代表者 春日井市小木田町278番地
岐建株式会社春日井営業所
構成員 春日井市弥生町1丁目97番地1
株式会社猪野組

第35号議案

東部市民センター駐車場用地の取得について

- 1 取得価格 646,363,253円
- 2 契約の相手方 春日井市烏居松町5丁目44番地
春日井市土地開発公社